

三朝町過疎地域自立促進計画

(期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日)

平成 28 年 3 月

鳥取県三朝町

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 1 . 基本的な事項 | |
| (1) 町の概況 | 1 |
| (2) 人口および産業の推移と動向 | 2 |
| (3) 町行財政の状況 | 5 |
| (4) 地域の自立促進の基本方針 | 6 |
| (5) 計画期間 | 7 |
| (6) 公共施設等総合管理計画との整合 | 7 |
| 2 . 産業の振興 | |
| (1) 現況と問題点 | 8 |
| (2) その対策 | 9 |
| (3) 計画 | 11 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 12 |
| 3 . 交通通信体系の整備、情報化および地域間交流の促進 | |
| (1) 現況と問題点 | 13 |
| (2) その対策 | 15 |
| (3) 計画 | 17 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 18 |
| 4 . 生活環境の整備 | |
| (1) 現況と問題点 | 19 |
| (2) その対策 | 20 |
| (3) 計画 | 22 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 23 |
| 5 . 高齢者等の保健・福祉の向上および増進 | |
| (1) 現況と問題点 | 24 |
| (2) その対策 | 25 |
| (3) 計画 | 27 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 28 |

| | |
|------------------------------------|----|
| 6. 医療の確保 | |
| (1) 現況と問題点 | 29 |
| (2) その対策 | 29 |
| 7. 教育の振興 | |
| (1) 現況と問題点 | 30 |
| (2) その対策 | 31 |
| (3) 計画 | 33 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 34 |
| 8. 地域文化の振興等 | |
| (1) 現況と問題点 | 35 |
| (2) その対策 | 35 |
| (3) 計画 | 35 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 36 |
| 9. 集落の整備 | |
| (1) 現況と問題点 | 37 |
| (2) その対策 | 37 |
| (3) 計画 | 37 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 37 |
| 10. その他地域の自立促進に関し必要な事項 | |
| (1) 現況と問題点 | 38 |
| (2) その対策 | 38 |
| (3) 計画 | 38 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 38 |
| 事業計画（平成28年度から平成32年度） 過疎地域自立促進特別事業分 | 39 |

1. 基本的な事項

(1) 町の概況

ア. 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

三朝町は、鳥取県の中央部に位置し、東西 24 km、南北 19 km で総面積 233.52 km² の広い面積を有している。地区内には、1 級河川天神川とその支流である三徳川、小鹿川および加茂川が流れ、南部は岡山県に接する地域でその約 90% を山林原野が占めている。

地域の主な産業は、観光業と農林業である。観光業では、高濃度ラジウム含有量世界有数の「三朝温泉」、神社本殿形式の建築物としては日本最古級で平安時代後期に建築されたとする「国宝・投入堂」を有しているが、近年の経済情勢などから宿泊者数も年々減少、ピーク時の平成 8 年に比べ約 22 万人減少し、現在では約 33 万人となっている。

しかしながら、平成 26 年 3 月に「三徳山」が持つ貴重な地形や植生分布などの特殊性および希少性が高く評価され、三徳山地域が大山隠岐国立公園に編入された。また、平成 27 年 4 月には、三徳山と三朝温泉が、全国初の日本遺産に認定されるなど、観光業界にとって明るいニュースが続いており、観光客や宿泊客増加の起爆剤として、各種施策を展開している。

一方、農林業での生産は主に、米、梨であるが、農林家一戸当たりの経営規模は零細で、その所得は県平均を下回っている。

また、専業の農林家は年々大幅に減少し、兼業化が進んでいる（特に第 2 種兼業化が進行）。近年、集落営農・農業法人の設立などにより徐々に農業に対する活気を取り戻しつつあるものの、農林家の農林業所得の割合は依然として低迷している。

しかし、全国の米の食味ランキング「特 A」を取得した「きぬむすめ」や、おいしさだけでなく健康増進にも効果があることで好評の「三朝神倉大豆」など、三朝のブランドとして確立する取り組みがなされている。

イ. 町における過疎の状況

本町の人口は、昭和 30 年をピークに年々と減少を続け、特に昭和 30 年代後半からの経済の高度成長に伴い、人口流出が増加し、出生児数の減少とあいまって、次第に過疎化現象が生じてきた。

昭和 35 年の総人口 10,951 人を基準にすると、昭和 40 年 10,005 人（△8.6%）、昭和 50 年 8,785 人（△19.7%）、昭和 60 年 8,880 人（△18.9%）、平成 7 年 8,356 人（△23.7%）、平成 17 年 7,509 人（△31.4%）、平成 22 年 7,024 人（△35.9%）と大幅に減少している。

昭和 50 年以降は、町全域としての減少傾向は一応止まっているものの町内山間部地域において、若年層の人口流出があったため、その結果、集落としての機能は低下し、著しい高齢化を招いている。このため、地域での次世代への継承が困難をきたしており、これまで町道を中心とする道路網の整備、上下水道などの生活環境の整備、観光施設の整備など、さまざまな施策を講じてきたものの、生活水準および生産機能は、平野部地域と比較しても格差があり、十分な成果が上がっているとはいえない状況にある。

さらに、近年の経済不況により、都市部での若者の就職難や団塊世代の退職後のスローラ

イフを求めて、緑豊かなふるさとでの生活指向が強まっている中であっても、I J Uターン現象の進展はあまりみられない。このことは、生活利便性が他地域に比較して依然として低位にあり、また、就業機会が都市部に比べ、少ないことなどに起因するもので、地域産業の振興施策が重要である。

ウ．社会経済的発展の方向の概要

産業別人口の動向では、昭和 35 年以降第一次産業人口は減少を続け、昭和 60 年代には第三次産業が昭和 35 年の第一次産業に占める割合とほぼ逆転している。このことは、そのまま人口の減少に連動し、いわゆる高度成長時代の産業構造の変化に影響を受けている。繁栄していた農林業の衰退がそのまま数字に表れた結果となっている。

その後も、水田農業政策による影響などにより、第一次産業から第二次、第三次産業へ人口はさらに移行し、平成 12 年の第一次産業の人口は 2 割に満たない比率となり、農林業は高齢者が支えるものとなった。今も続く高齢従事者主体の農業では、経営規模や農産物の生産振興に結び付かないのが現状である。

第二次産業は、道路建設や農業基盤整備など、その時々大きな事業により平成 7 年頃までは、ほぼ安定的に就業人口を保ちながら推移していたが、近年の厳しい財政状況の中で、公共事業の見直しや事業費の削減などを余儀なくされ、公共事業の減少から近年では就業人口が減少傾向にある。

一方、主に倉吉市内など町外へ通勤している第三次産業の就業者数は増加傾向にある。道路整備による日常生活圏の拡大は、住民の日常生活の広域化をもたらし、本町では、倉吉市をはじめとする近隣町との経済的な結び付きが強まり、こうした地域への通勤者も徐々に増加してきた。

ただし、第三次産業の人口増加に反し、本町の旅館、商業など観光産業の業績は、昨今の経済不況などにより衰退傾向にある。これまでも観光、レクリエーション施設などの整備は進めてきたが、多くの自然、文化資源を有している本町は、これらの資源を活用し、国内および外国人旅行者を積極的に誘致するなど、より一層観光地の活力を高める努力が求められている。

地域社会においては、人口減少と併せて少子高齢化が進行して地域力は低下しつつあったが、「地域でできることは地域で」をねらいに平成 18 年、「三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例」を制定した。また、少子高齢化による集落存続と地域力の低下による危機意識の高まりの中で、住民の主体的なまちづくりへの機運が高まり、地域協議会が相次いで発足。

地域住民の主体的な地域活動の促進に向け、教育・文化・福祉・防災・防犯・環境など、関連部門との連携のもと、地域協議会を活動主体としながら、ソフト面での有効な支援を図るとともに、集落や地域の相互支援体制の確立に努めている。

(2) 人口および産業の推移と動向

本町の人口は、国勢調査によると昭和 30 年の 11,372 人（昭和 35 年の 10,951 人）をピー

クに、昭和50年には8,785人、昭和60年には8,880人、平成2年には8,700人、平成7年には8,356人、平成12年には7,971人、平成17年には7,509人、平成22年には7,024人となっている。

増減率では、昭和45年までの8.5%台の高い減少率から昭和50年以降は0.2%減と減少傾向に歯止めがかかり、低い水準で増減を繰り返していたものの、平成に入ってから今日まで、ほぼ5%台の減少率で人口が減少し続けている。

地区別にみると山間部地域においては、人口減の要因となっていた若年層が流出しており、また平野部地域においては若干の増加傾向を示していることがうかがえる。今後、教育環境の利便性や就業機会を求め、平野部地域においても都市部への人口流出傾向は強まるものと予測される。

一方、本町人口の年齢構成は、昭和35年時点では、底辺の広い安定した形を示しているもののその後は、若年層の流出、出生率の減少が続き、0～14歳層が著しく減少し、逆に65歳以上が増加している。本町の高齢者比率は、昭和35年9.5%、昭和60年17.9%、平成12年には28.9%、平成17年30.8%、平成22年31.4%となり、県平均、全国平均を大きく上回り高齢化が著しい勢いで進行してきたことがわかる。

産業別人口の動向は、表1-1(4)のとおりであるが、人口の減少とともに就業者人口も減少し、昭和35年の産業別就業人口比率は第一次産業が63.45%、第二次産業は10.43%、第三次産業が26.12%であったが、平成22年には第一次産業が15.5%と大幅に減少し、就業者の大半は高齢者で占められている。近年、第二次・第三次産業の大半は第一次産業との兼業者となっている。

今後も、産業別就業者人口に大幅な変動はないものの、第一次産業・第二次産業の就業者はますます減少し、第三次産業への就業者がさらに増加するものと思われる。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

| 区 分 | 昭和35年 | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | | 昭和55年 | | 昭和60年 | |
|-----------------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 10,951 | 10,005 | △ 8.6 | 9,157 | △ 8.5 | 8,785 | △ 4.1 | 8,771 | △ 0.2 | 8,880 | 1.2 |
| 0歳～14歳 | 3,317 | 2,667 | △ 19.6 | 2,021 | △ 24.2 | 1,655 | △ 18.1 | 1,608 | △ 2.8 | 1,665 | 3.5 |
| 15歳～64歳 | 6,592 | 6,220 | △ 5.6 | 5,900 | △ 5.1 | 5,752 | △ 2.5 | 5,707 | △ 0.8 | 5,623 | △ 1.5 |
| うち15歳～29歳(a) | 2,230 | 1,816 | △ 18.6 | 1,578 | △ 13.1 | 1,618 | 2.5 | 1,495 | △ 7.6 | 1,323 | △ 11.5 |
| 65歳以上(b) | 1,042 | 1,118 | 7.3 | 1,236 | 10.6 | 1,378 | 11.5 | 1,456 | 5.7 | 1,592 | 9.3 |
| (a)/総数 若年者比率 | 20.4 | 18.2 | - | 17.2 | - | 18.4 | - | 17.0 | - | 14.9 | - |
| (b)/総数 高齢者比率 | 9.5 | 11.2 | - | 13.5 | - | 15.7 | - | 16.6 | - | 17.9 | - |

| 区 分 | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | | 平成22年 | |
|-----------------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 8,700 | △ 2.0 | 8,356 | △ 4.0 | 7,971 | △ 4.6 | 7,509 | △ 5.8 | 7,015 | △ 6.6 |
| 0歳～14歳 | 1,582 | △ 5.0 | 1,322 | △ 16.4 | 1,060 | △ 19.8 | 910 | △ 14.2 | 822 | △ 9.7 |
| 15歳～64歳 | 5,289 | △ 5.9 | 4,958 | △ 6.3 | 4,607 | △ 7.1 | 4,285 | △ 7.0 | 3,900 | △ 9.0 |
| うち15歳～29歳(a) | 1,159 | △ 12.4 | 1,141 | △ 1.6 | 1,156 | 1.3 | 1,033 | △ 10.6 | 805 | △ 22.1 |
| 65歳以上(b) | 1,829 | 14.9 | 2,076 | 13.5 | 2,304 | 11.0 | 2,314 | 0.4 | 2,293 | △ 0.9 |
| (a)/総数 若年者比率 | 13.3 | - | 13.7 | - | 14.5 | - | 13.8 | - | 11.5 | - |
| (b)/総数 高齢者比率 | 21.0 | - | 24.8 | - | 28.9 | - | 30.8 | - | 32.7 | - |

表1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

| 区 分 | 平成12年3月31日 | | 平成17年3月31日 | | | 平成22年3月31日 | | | 平成27年3月31日 | | |
|-----|------------|------|------------|------|-------|------------|------|-------|------------|------|-------|
| | 実 数 | 構成比 | 実 数 | 構成比 | 増減率 | 実 数 | 構成比 | 増減率 | 実 数 | 構成比 | 増減率 |
| 総 数 | 8,206 | - | 7,925 | - | △ 3.4 | 7,307 | - | △ 7.8 | 6,827 | - | △ 6.6 |
| 男 | 3,907 | 47.6 | 3,768 | 47.5 | △ 3.6 | 3,458 | 47.3 | △ 8.2 | 3,227 | 47.3 | △ 6.7 |
| 女 | 4,299 | 52.4 | 4,157 | 52.5 | △ 3.3 | 3,849 | 52.7 | △ 7.4 | 3,600 | 52.7 | △ 6.5 |

表1-1 (3) 人口の今後の見通し (三朝町人口ビジョン)

| 区 分 | 平成27年 | 平成32年 | 平成37年 | 平成42年 | 平成47年 | 平成52年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 三朝町人口展望 | 6,576 | 6,127 | 5,756 | 5,461 | 5,182 | 4,903 |
| 年少人口 | 764 | 683 | 617 | 631 | 656 | 666 |
| 生産年齢人口 | 3,438 | 3,066 | 2,826 | 2,643 | 2,525 | 2,372 |
| 高齢人口 | 2,374 | 2,378 | 2,313 | 2,187 | 2,001 | 1,865 |

表1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

| 区 分 | 昭和35年 | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | | 昭和55年 | | 昭和60年 | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-----|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 5,915 | 5,484 | △ 7.3 | 5,320 | △ 3.0 | 5,096 | △ 4.2 | 5,140 | 0.9 | 5,209 | 1.3 |
| 第1次産業 就業人口比率 | 63.45 | 55.47 | - | 38.18 | - | 31.87 | - | 24.90 | - | 23.60 | - |
| 第2次産業 就業人口比率 | 10.43 | 9.21 | - | 17.10 | - | 20.43 | - | 26.00 | - | 25.30 | - |
| 第3次産業 就業人口比率 | 26.12 | 35.32 | - | 44.72 | - | 47.70 | - | 49.10 | - | 51.10 | - |

| 区 分 | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | | 平成22年 | |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 4,971 | % △ 4.6 | 人 4,748 | % △ 4.5 | 人 4,337 | % △ 8.7 | 人 4,067 | % △ 6.2 | 人 3,485 | % △ 14.3 |
| 第1次産業 就業人口比率 | % 20.50 | - | % 20.30 | - | % 18.10 | - | % 18.30 | - | % 15.50 | - |
| 第2次産業 就業人口比率 | % 26.80 | - | % 26.40 | - | % 24.60 | - | % 21.00 | - | % 19.10 | - |
| 第3次産業 就業人口比率 | % 52.70 | - | % 53.20 | - | % 57.10 | - | % 60.70 | - | % 65.40 | - |

(3) 町行財政の状況

経済危機による景気の落ち込みは大きく、国の数次にわたる景気対策により改善の兆しが見えてきたものの回復基調までには至らず、景気の先行きは依然として不透明な状況にあるといえる。

平成25年度決算で見ると、景気低迷のあおりを受け地方税は依然として減少基調となっているほか、地方交付税でも算定内容の見直しなどにより減額が続いている。一方では高齢化などによる扶助費、介護保険・後期高齢者医療保険事業などの経費の増嵩が見込まれるため、引き続き厳しい財政運営となると見ている。

表1-2(1) 三朝町財政の状況（普通会計決算の状況）

（単位：千円・％）

| 区 分 | 平成12年度 | 平成17年度 | 平成22年度 | 平成25年度 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A | 5,125,206 | 4,293,669 | 5,079,399 | 4,582,275 |
| 一般財源 | 3,191,338 | 2,538,544 | 2,817,948 | 2,827,625 |
| 国庫支出金 | 148,482 | 172,634 | 409,320 | 187,803 |
| 都道府県支出金 | 607,613 | 559,332 | 742,148 | 447,558 |
| 地方債 | 379,759 | 345,200 | 377,700 | 460,100 |
| うち過疎債 | — | — | 16,200 | 209,600 |
| その他 | 798,014 | 677,959 | 732,283 | 97,150 |
| 歳出総額 B | 5,001,334 | 4,200,871 | 4,993,616 | 4,552,429 |
| 義務的経費 | 1,907,970 | 1,826,012 | 1,961,795 | 1,905,550 |
| 投資的経費 | 955,854 | 515,527 | 974,377 | 490,665 |
| うち普通建設事業 | 910,084 | 418,498 | 971,051 | 487,673 |
| その他 | 2,137,510 | 1,859,332 | 2,057,444 | 2,156,214 |
| 過疎対策事業費 | — | — | 16,200 | 258,707 |
| 歳入歳出差引額 C(A-B) | 123,872 | 92,798 | 85,783 | 29,846 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 7,547 | 28,964 | 2,512 | 27,893 |
| 実質収支 C-D | 116,325 | 63,834 | 83,271 | 1,953 |
| 財政力指数 | 0.276 | 0.293 | 0.247 | 0.238 |

| | | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 公債費負担比率 | 18.2 | 19.5 | 16.7 | 16.5 |
| 実質公債費比率 | — | — | 17.1 | 12.2 |
| 起債制限比率 | 10.4 | 12.2 | — | — |
| 経常収支比率 | 82.4 | 92.8 | 86.0 | 85.1 |
| 将来負担比率 | — | — | — | — |
| 地方債現在高 | 4,842,898 | 5,768,836 | 4,158,279 | 4,080,908 |

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

| 区分 | 昭和 45 年度末 | 昭和 55 年度末 | 平成 2 年度末 | 平成 12 年度末 | 平成 22 年度末 | 平成 25 年度末 |
|----------------------|--------------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 市町村道 | | | | | | |
| 改良率 (%) | 4.27 | 33.20 | 43.18 | 54.15 | 60.18 | 60.26 |
| 舗装率 (%) | 5.70 | 36.30 | 74.07 | 82.10 | 84.35 | 84.35 |
| 耕地 1 h a 当たり農道延長 (m) | 17.41 | 21.75 | 19.15 | 11.70 | — | — |
| 林野 1 h a 当たり林道延長 (m) | 1.75 | 2.89 | 2.33 | 3.31 | — | — |
| 水道普及率 (%) | 73.33 | 88.00 | 98.85 | 99.65 | 99.68 | 99.54 |
| 水洗化率 (%) | — | — | 10.41 | 59.68 | 96.63 | 97.18 |
| 診療所の病床数 | — | — | — | — | — | — |

(4) 地域の自立促進の基本方針

平成 17 年に、分権型行政社会に対応し得る三朝町を自らの力で構築する決意をし「三朝町の自立に向けた変革のための行動計画」を策定。町の元気の源を地域として、観光、農林業などの主要産業の対策や、住環境改善、地域情報基盤の格差是正の対応、道路網の整備、地域活動の充実、地域の将来を担う子どもたちの育成など、自立する町を目指してきたところである。

町では、集落機能の弱体化、少子高齢化の進行などの課題を抱える中で、地域間交流の拡大、定住の促進、情報通信網の整備、地球温暖化対策などの新たな施策の推進に取り組むものとする。

また、近年観光ニーズにおいて過疎地域の豊かな自然環境、伝統文化などの魅力が高まり、田舎の魅力が見直されてきていることなどから、価値観の多様化など、時代の潮流に、適応する態勢の構築を図る。

平成の大合併が推進されて 10 数年が経過した中で、単独町政の選択において制定した「三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例」は、地域自治を発展させ、自主自立型のまちづくりを目指すものである。町民主役のまちづくりを目標に、行政と地域協議会、住民がその役割を分担しながら、地域の持続的な発展に向けて、個性を保持し、互いに尊重し合う積極的な参画を促進する取り組みを、引き続き強力で推進することが必要である。

本町では、第 10 次三朝町総合計画を本町の最上位計画とし、「心豊かで“キラリ”と光る町」の実現と本町の発展を目指して、町民と行政が一体となって町づくりを進めるほか、平成 27 年度に策定した「三朝町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と歩調を合わせながら実行性のある施策を展開し、本計画の最終年である平成 32 年においては、三朝町人口ビジョンで推計した定住人口と推計交流人口（約 1,000 人）を合わせた 7,150 人が幸せにすごしているまちづくりを実現する。

（5）計画期間

計画期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

（6）公共施設等総合管理計画との整合

我が国では、厳しい財政状況が続く中で、今後も、人口減少などにより歳入の減少が予想される。地方公共団体では、早急に公共施設などの需要の変化や管理状況を把握し、長期的な視点をもって、計画的な維持管理を行うことにより、財政負担を軽減・平準化することが必要となっている。

本町においても、長期的展望において人口は減少し、これに伴い歳入の減少が予測されている。また、これまで整備してきた公共施設（道路、橋梁、上下水道など「インフラ」資産および庁舎、図書館、校舎など「ハコモノ」資産、その他）などが時間の経過とともに徐々に老朽化しており、その安全性と機能性を確保するための維持管理、更新などに要する費用は大きくなることが予想される。

このような背景を踏まえ、本町では、公共施設などの計画的な維持管理および公共施設などの更新にかかる財政負担の軽減・平準化を目的として、平成 27 年度に「三朝町公共施設等総合管理計画」を策定した。

公共施設などの整備や維持・管理などについては、三朝町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア. 農業

本町の農業は、米を中心とした果樹、畜産、特用林産物などを組み合わせた複合経営であるが、その経営規模は零細であり、一部の専業農家を除き、農業外収入に依存しながら農業に従事する農家が大半を占めている。昭和50年代には、農業における経営規模の拡大と機械化を目指し、水田の基盤整備を皮切りに酪農団地や果樹団地の造成に着手し、規模拡大による自立した農業経営者の育成を図ってきた。

近年では、農業の構造改善に取り組んだ世代から次代を担う後継者へバトンタッチをする時期を迎えているが、農産物価格の低迷、経営見通しの不透明感などから、十分な農業従事者を確保することが困難となっている。また、担い手の高齢化と農業従事者の減少から発生する農地の遊休化対策として、集落営農の推進、認定農業者への農地の集積を推進するなどの農業振興策を図る必要がある。

また、三朝産「きぬむすめ」や「三朝神倉大豆」をはじめとする本町の特産品について、地域ブランドを確立することが急務となっている。

イ. 林業

本町の林業は、町面積の約90%を山林原野が占めるなかであって、三朝町のまちづくりの大きな柱のひとつと位置づけられている。このことは、21世紀が環境の時代といわれるなかで、豊かな森林資源をどう活かし町益につなげていくのか、森林の現状把握と綿密なアクションプランが求められる。

農業同様、生産基盤の近代化を図るため、その基幹となる林道網の整備を進めており、鳥取県中部森林組合を中心とする計画的な施業計画に基づく森林施業が展開されているが、急峻な地形とも相まって、未整備森林も相当残っており、林業家の世代交代とともに森林の境界などが継承されない恐れもある。

また、森林作業に従事する労働者の確保も急務であり、雇用情勢が不安定のなかでは、人材の確保に向け、思い切った対策を講じる必要がある。

ウ. 商工業

商工業は、いずれも小売業が主体の中小企業体である。商業については、過疎化による購買力の減少、魅力的な商業空間の欠如、急速なITC（情報通信技術）の普及による販売形態の多様化など、消費者ニーズへの対応不足、さらには、近隣市街地（倉吉市、鳥取市）における大型店の郊外進出によって、競争の激化が進み、商店経営は苦しい状況である。併せて、経営者の高齢化に伴う経営意欲の減退などが重なり、町内の商店街の活性化のためには、若者の経営者が発展的に経営を行うことができるよう支援制度の確立を行う必要がある。

工業においては、若者の都市部への流出など若年労働者の不足傾向は依然としてあるものの、製造業においては、若干の回復の兆しが見られるところである。しかしながら若者の職

業選択が多様化し、若者に魅力ある企業づくりも必要とされているうえ、昨今の経済不況などもあり中小企業において以前厳しい雇用環境にあるが、企業が立地しやすい環境条件の整備、融資制度の確立、企業誘致などを行う必要がある。

エ. 観光

農業とともに本町の基幹産業の1つである観光は、世界に誇るラドン温泉により温泉観光地として、ピーク時の平成8年には約55万人の温泉宿泊客があった。国民の労働条件の改善などにより余暇時間は増えたものの、今日の経済不況から消費は冷え込み、平成26年には約33万人と減少している。

全国初となる日本遺産の認定となった三徳山と三朝温泉のほか、小鹿溪を代表とする町固有の自然や歴史資源および恵まれた温泉資源の多目的利用を図ることが求められている。

(2) その対策

ア. 農業

昭和50年から平成初期にかけて実施した農業生産基盤の整備は、山間地域における農地の生産性を飛躍的に向上させたが、就農することへのマイナスイメージを払拭するまでには至っていない。社会・経済情勢の変化に伴い、少数ではあるが若手や団塊の世代を中心に就農に対する相談が増えており、営農指導や技術指導体制を整備することでこれらのニーズに的確に応え、芽生えた担い手を大切に育てたい。

大規模水田農業や果樹、畜産部門の専業農家から小規模米づくり農家までその状況は千差万別であるが、各種団体と連携し、農家のステージにあった支援体制を整備し、レベルの高い情報提供に努めることにより、地域の特性を生かした営農環境を構築することで新しい担い手の確保につなげたい。

兼業農家については、米づくりや地産地消野菜・果樹などを組み合わせた複合経営を推進し、三朝産「きぬむすめ」をはじめとする美味しい三朝米の振興や、野菜などの多品目少量生産による直売体制の推進、三朝神倉大豆の生産、加工品開発など、農業への取り組みが生産者の物心両面において生活を豊かにできる手段となるよう推進していく。

イ. 林業

土砂崩壊防止、水源かん養、地球規模での気候の安定化など森林の持つ多面的な機能を維持し、森林資源の有効活用を図るため、森林経営計画などの基本方針の充実を図り、国や県の助成制度を活用した地域林業の振興を図ることとする。

本町における人工林の齢級構成は、面積で見ると標準伐期齢の40年生(8齢級)を越える林分が68%と増えてきており、従来の保育を中心として施業に加え伐期齢に達した森林の有効活用を視野に入れながら、以前にもまして計画的な森林施業が必要となっている。特に森林施業の集約化は、森林整備を進める上で、重要な取り組みであることから施業の集約化に対する意識の醸成と森林経営計画との整合性を図りながら効率的に森林整備を行う。

さらに、幹線林道から延びる作業道などの充実や森林施業の共同化、団地を構成する林家

の意識改革など、将来を見据え次代につながる取り組みを展開していく。

また、森林作業の受け皿となる森林組合など林業事業体を育成するため、地域や行政機関との連携による事業量の確保を目指し、経営の多角化・協業化などを推進するなかで経営基盤を強化し、魅力的な職場環境・労働条件を達成することにより林業従事者の確保と養成に努める。

ウ. 商工業

国道9号、179号、313号などの道路網整備により、住民の日常生活や通過交通などは著しく変化しており、時代の流れと地域住民に密着した商工業経営が要求されている。このため、商工会や中部1市4町と連携し、経営改善や人材育成に努める。

道路交通網の整備強化に伴い、東・西部地域は、通勤圏であることを視野に就労支援に努める。

また、IJUターン労働力の受け皿の整備や異業種間交流を活発化させ、既存企業の活性化を図るとともに、地域環境にマッチした優良企業の誘致に努める。

エ. 観光

観光ニーズが成熟化し、その地域ならではの魅力が求められているなか、日本遺産認定を起爆剤とし、三徳山一帯や小鹿溪をはじめ、町内にある観光資源と連携させ、過疎地域の振興につなげる観光振興を図る。

三徳山と三朝温泉を核とした観光の総合力を高め、世界に誇るラドン温泉の健康、癒しの効果を活用した新たな湯治メニューの充実や商品開発に努めるほか、三朝温泉街周辺施設を利用した集客イベントなどを開催する。

また、近年外国人観光客が急増していることから、外国人旅行者へ対応するためインフォメーション機能やサービスの強化などを推進するほか、従来から推進してきた国際交流の歴史展示や物産の販売、観光PRなどの国際交流と観光をマッチングさせる機能を整備し、更に国際交流を深めるとともに観光客増加の施策を展開する。

(3) 計画

本計画において、産業その他の振興計画を次のとおり定める。

事業計画（平成 28 年度から平成 32 年度）

| 自立促進施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|----------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1 産業の振興 | (8) 観光又はレクリエーション | 三朝温泉街周遊整備事業 | 町 |
| | | 三徳山遥拝所整備事業 | 町 |
| | | ふるさと健康むら大型遊具整備事業 | 町 |
| | (9) 過疎地域自立促進特別事業 | 三朝温泉観光客誘致事業 内 容：従来から行っている各種事業を充実させ、特に外国人観光客をターゲットに強化施策を実施する。 必要性：観光客の伸び悩みや観光消費額の減少など極めて厳しい状況にあることから、地域の活性化および受け入れ体制の強化を行う必要がある。 効 果：三朝温泉ブランドにふさわしい温泉街の再生および地域と連携した新たな観光のまちの創出が期待できる。 | 町 |
| | | 日本遺産魅力発信推進事業 内 容：日本遺産認定に伴い国内外から訪れる観光客を受け入れる体制を整備する。 必要性：日本遺産認定に伴い増加する観光客に対する情報発信、イベント、案内ガイドなどの受け入れ体制の強化を行う必要がある。 効 果：三徳山および三朝温泉を訪れる観光客のおもてなしを形にし、更なる観光のまちの創出が期待できる。 | 町 |
| | | 三朝温泉商品開発事業 内 容：観光地としての魅力向上のため、三朝温泉最大の売りであるラドン温泉と地元特産品および自然環境を活かした体験型の観光商品や食べ歩きのできる食品開発など新たな観光商品開発、造成に向けて事業を展開する。 必要性：団体旅行から個人旅行へ、歓楽から健康志向へ、など観光客のニーズの多様化に伴い、三朝温泉も観光地として各客層、多種多様なニーズに対応した商品の造成を行うことが必要不可欠となっている。 宿泊地としてだけでなく、「六感（観、聴、香、味、触、心）」を体感し、癒すことのできる温泉地として観光の強化を行う必要がある。 効 果：三朝温泉で多種多様な観光商品を提供することが可能となり、単に宿泊地としてだけでなく、楽しめる観光地として観光客の増加と地域活性化が見込まれる。 | 町 |
| | | 三朝町次世代農業担い手育成事業 内 容：本町の次代の農業生産を維持・活性化させるため、意欲ある新規参入者を育成するための農業塾を開設する。 必要性：農作物の栽培技術を継承し、農産物の生産・販売活動を通じて衰退する地域の活性化につなげる。 効 果：若年層や実年層における新規就農者の確保と荒廃農地対策を図ることができる。 | 町 |
| (10) その他 | グリーンサービス出資金（第三セクター 農業生産法人） | 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「産業の振興」区分における公共施設などの整備や維持・管理については、各施設の現況および利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

3. 交通通信体系の整備、情報化および地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア. 幹線道路整備

地域の経済発展と住民の生活、文化の向上を図る上で道路の果たす役割は大きく、その機能を十分に発揮するためには、適正な道路網の整備と管理が必要である。本町の道路の現況は、国道 179 号、482 号を幹線として、主要地方道 4 路線と一般県道 10 路線の計 16 路線で全体の骨格を形成し、町道がこれら国、県道と集落を結ぶ補助的な役割を果たしている。道路整備需要が増大する中で、車両交通整備の円滑化と道路利用者相互の安全確保のためにも、幹線道路の整備は緊急を要する課題である。

① 国道

本町を走る国道は 2 路線ある。これらの路線は、県中部と山陽、京阪神とを結ぶ主要路線として位置づけられている。国道 179 号、482 号ともに、町内、町外区間の改良が進められ、従前にも増して時間短縮と安全通行が確保されることと思われる。しかし、歩道改良、幅員拡張など未だ整備区間があることから、引き続き道路改良、整備は必要である。

② 主要地方道

町内の主要地方道は、鳥取鹿野倉吉線、三朝中線、三朝東郷線、倉吉福本線の 4 路線で実延長 38.1 km である。これらの路線の改良率は、83.4%、舗装率 98.9% であり、引き続き未改良区間の整備が必要である。

③ 一般県道

一般県道は 10 路線、町内実延長 51.1 km で、路線全体の改良率は 70.9%、舗装率が 97.0% で改良率、舗装率ともに整備が進んでいる。町内山間部地域を走る路線が多いことから、これらの路線整備は本町の過疎地域の活性化を図るうえで欠くことのできない重要な路線であり、沿道整備など常時良好な状態を保ち、引き続き改良促進に努める必要がある。

④ 町道

町道は、幹線町道（1、2 級町道）20 路線、34.9 km、一般町道 263 路線 94.8 km、合計 283 路線 129.7 km である。これらの整備状況は、改良済延長 78.2 km、改良率 60% で舗装済延長 109.5 km、舗装率 84.4% となっており、引き続き計画的に整備する必要がある。また、町道施設の老朽化対策として点検と計画的な修繕を行いライフサイクルコストの縮減に努める。

一方、冬期間の安全な生活道の確保対策として、除雪機械および融雪装置の整備を図ることが必要である。

イ. 農林道の整備

① 農道

水田のほ場整備の進展によって、農道の整備も進み効率的な農作業体制が築かれ、省力化が図られたものの、高齢化による施設の適正な管理ができなくなるとともに施設の老朽化も進み修繕が必要な時期にきている。また、農業振興および維持管理面において、農道未舗装部分の整備も必要である。

② 林道

本町は、広大な山林資源を有しており、これの有効活用は、本町の発展と林業振興を図るうえで、重要な課題となっている。しかし、林業の振興を図る上で大切な林道の整備は林内路網密度で 10.4m/ha と低い状況にある。このため、素材生産、造林、保育施業など林業生産活動に支障をきたしており、早急に林道の整備を図ることが重要である。また、林道施設の老朽化対策として点検と計画的な修繕を行う必要がある。

ウ. 電気通信設備

平成 16 年に整備した光ファイバー設備によるケーブルテレビの普及、平成 16 年度から平成 21 年度にかけ整備した携帯電話基地局により、町内全域に高度な情報通信施設が完成し、安心安全な住民生活の確保に向けて大きく前進した。

しかし、町内全域にわたる緊急の情報伝達、広報広聴活動のため使用している三朝町農村情報連絡施設（昭和 60 年整備）が老朽化し、度重なる故障などにより情報伝達に支障をきたしている。災害など緊急時の対応に必要な不可欠な施設であることから、近年の予期せぬ災害にも対応し得る機能向上対策も検討しながら早急に整備する必要がある。

また、ケーブルテレビにおいては、今後、既存の伝送路設備（同軸ケーブル：実耐用年数 15 年）の大規模更改を行う必要が生じることから、将来の超高速通信網による公共サービスに対応でき、住民が等しく高度 I C T（情報通信技術）の恩恵を享受できる生活環境を整備する必要がある。

エ. 地方バス路線の維持

本町における唯一の公共交通機関は路線バスである。この路線バスの利用も人口の減少と自家用車の普及により、大幅な減少を招き、現在では全 6 路線赤字となっている。

このため、運行回数の減、系統の整理、路線の一部オンデマンド化によってかろうじて維持している状況にある。しかし、高齢者、児童・生徒など自らの交通手段を持たない住民への福祉向上、定住化対策のほか、地域活性化を図るうえでも、公共交通の維持、確保が重要な課題である。

オ. 地域間交流

近年、交通体系・通信手段の飛躍的な発達により、住民の日常生活や事業活動の範囲は著しく拡大してきている。また、住民の価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、行政需要は複雑・多様化し、より高度で専門的になるなど、質的な向上とともに、幅広い対応が求められるようになってきている。

過疎対策を効果的に推進するためには、従来にも増してソフト面、ハード面での充実が不可欠である。インフラの整備に加え、I J Uターン、地域活性化へと繋がる都市住民との交流イベントの推進、それに必要な人材育成などソフトとハードのバランスのとれた推進が必要である。

(2) その対策

ア. 幹線道路整備

① 国道

179号および482号の改良・修繕などの促進を図るとともに、三朝町と湯原IC間を結ぶ岡山県側の道路の早期改良促進を強く要望する。

② 主要地方道

最も交通量の多い鳥取鹿野倉吉線については、国道9号の代替路線でもあり、経済圏域・生活圏域として関連の強い倉吉市との連絡をスムーズにするため、継続して道路改良を要望する。また、他の路線についても町内奥部地域における重要路線であり、整備を要望する。

③ 一般県道

一般県道は、いずれの路線も広域的道路としての性格を有しているものの、現状では、通過路線となっていないのが現状である。特に町内奥部地域の振興を図る上で、広域道路として改良を要望し、交通圏域の拡大を図るとともに、主要地方道への格上げを要請する。

④ 町道

本町は昭和28年、町発足以来道路網の整備を常に重点施策として推進してきたが、今後も引き続き、定住の促進を図るため、未整備、未改良の道路整備を計画的に進めるとともに、町道施設の老朽化対策として点検と計画的な修繕を行いライフサイクルコストの縮減を図る。

また、冬期間の安全な生活道の確保対策として、除雪機械、融雪装置の整備および更新なども積極的に推進する。

イ. 農林道の整備

① 農道

本町における農道は、水田ほ場整備に伴って整備が図られたところであるが、野菜作付けなどの振興、さらには生活道路としての機能を果たしていることから、農道舗装の整備を推進する。また、施設の老朽化も進んでいることから計画的な修繕を行う。

② 林道

広大な緑の大地は、本町の貴重な財産である。この森林が保有するさまざまな資産を活用し、地域の活性化に結びつけていくため、林道網および作業道の整備を推進する。また、林道施設の老朽化対策として点検と計画的な修繕を行う。

ウ. 電気通信設備

従来から利用している防災行政無線は、老朽化が進みたびたび故障が発生しており、個別受信機の製造中止などから交換部品の調達が困難となるなど支障をきたしていた。

このことから、災害など緊急時に対応したデジタル方式の無線施設の整備を図り、災害など緊急時に万全を期するとともに、被害の減少や、未然に防ぐシステムについても万全を期する。

また、ケーブルテレビにおいては、既存の伝送路設備の大規模更改を行い、将来の超高速通信網による公共サービスに対応し、且つ、住民が等しく高度ICTの恩恵を享受できる生活環境を整備する。

エ. 地方バス路線の維持

補助金の交付などによる民間バス会社への協力要請を行うことを基本とするが、バス会社への補助金額も毎年増えており、利便性の向上と利用者拡大のため、近隣市町とも連携を図りながら公共交通の現状を認識し、系統の見直しを行っていく。

また、町営バスの運行や地域協議会・NPOなどによる公共交通空白地帯の支援といったさまざまな運行を検討し、本町に合った公共交通方策の導入を進める。併せて、住民との利用促進のための方策を協働して取り組むこととする。

オ. 地域間交流

本町にある豊かな自然や温泉資源、三徳山をはじめとする特色ある歴史や文化、伝統芸能などを有効に活用し、参加・体験・学習・保養など多種多彩な都市部との交流メニューを行政、地域住民が協働で開発・提供し、移住定住の促進、地域の活性化を図る。

(3) 計画

本計画において、交通通信体系その他の振興計画を次のとおり定める。

事業計画（平成 28 年度から平成 32 年度）

| 自立促進施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|----------------------------|-------------------------------|----------------------------------------------------|------|
| 2 交通通信体系の整備、情報化および地域間交流の促進 | (1) 町道 道路 | 大瀬本泉線、神倉線、高橋本線 道路改良（前計画残） (L=1,200m W=3.5~6.5m) | 町 |
| | | 吉田本線 道路改良 (L=389m W=4.0m) | 町 |
| | | 山田中央、山田下荘線 道路改良 (L=1,655m W=6.0m) | 町 |
| | | 西小鹿岩本線 道路改良 (L=1,677m W=4.0m) | 町 |
| | | 赤松本泉線 道路改良 (L=3,200m W=4.0m) | 町 |
| | | 井土線 道路改良 (L=328m W=3.5m) | 町 |
| | | 実光神倉線 法面改良 (L=8,563m W=7.5m) | 町 |
| | | 高清水高原線 道路、法面改良 (L=2,152m W=7.5m) | 町 |
| | | 若杉線 道路改良 (L=1,378m W=4.0m) | 町 |
| | | 恋谷線 道路改良 (L=1,585m W=4.0m) | 町 |
| | | 福本本線 道路改良 (L=1,886m W=4.0m) | 町 |
| | | 粟谷線 道路改良 (L=1,059m W=4.0m) | 町 |
| | | 株湯線 道路改良 (L=586m W=4.0m) | 町 |
| | 大谷線 道路改良 (L=4,040m W=4.0m) | 町 | |
| | (1) 町道 橋りょう | 橋りょう改良事業 | 町 |
| | (2) 農道 | 小鹿農免農道 法面改良事業 | 町 |
| | (3) 林道 | 林道若桜江府線 法面、防護柵改良事業 | 町 |
| | | 林道波関俵原線 法面、防護柵改良事業 | 町 |
| | | 林道福吉木地山線 法面改良事業 | 町 |
| | | 林道南三朝線 法面改良事業 | 町 |
| | | 県営林道開設事業負担金(波関俵原線、俵原中津線) | 県 |
| | (6) 電気通信施設等情報化のための施設 | 超高速通信網整備事業（CATV） | 町 |
| | (9) 道路整備機械等 | 除雪機械の整備（2t・4t車） | 町 |
| 乗用式小型除雪機の整備（5台） | | 町 | |
| 歩道除雪機の整備（10台） | | 町 | |

| | | |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| (11) 過疎地域自立促進 特別事業 | 遠距離通学費補助事業 内 容：遠距離通学児童や生徒の保護者に対し、通学費を補助し、保護者の負担を軽減する。 必要性：通学の負担が生じる家庭が多数あることから保護者の負担軽減を図る必要がある。 効 果：保護者の負担軽減を図り、児童・生徒が安心して通学する環境を整るとともに、路線バスの利用促進を図る。 | 町 |
| | 若者等定住助成事業 内 容：将来の集落を担う移住者を確保するため町外から町内への移住者に対して奨励金を支給する。 必要性：過疎集落の維持や機能低下に歯止めをかけ、将来に向けてその解消を図るため起爆剤的政策を図る必要がある。 効 果：集落を担う新たな人材を確保するとともに、過疎地域の定住化と活性化を図ることができる。 | 町 |
| | 道路施設点検事業 内 容：道路利用者の安全を確保するため、道路施設点検事業（道路ストック総点検など）を実施する。 必要性：本町の町道は、供用開始から約35年が経過し、道路の舗装をはじめ、道路橋、道路付属物などの老朽化が心配されるため計画的に維持・修繕を行う必要がある。 効 果：計画的に点検、修繕などを行うことで安全性の向上やコストの削減を図る。 | 町 |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「交通通信体系の整備、情報化および地域間交流の促進」区分における公共施設などの整備や維持・管理については、各施設の現況および利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

4. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア. 住宅

本町の住宅事情は、持ち家率が8割強とかなり高く、ほぼ満足できる状況だが、過疎化の進行に伴い空き家は増える一方となっている。町内においては、空き家活用の取り組みや移住の問い合わせが増えているが、所有者の事情から進展しないのが現状である。

現在ある88戸の町営住宅へI J Uターン者による入居希望もあることから、今後ますます定住対策としての住宅供給が望まれる。

しかし、一方で町営住宅の老朽化が進んでおり、計画的な改修などを行う必要がある。

イ. 水道施設

① 上水道

水道事業は、健康で快適な町民生活を営むため欠くことのできない基幹事業であり、また産業活動を支える重要な役割を担い、不断の給水サービスを提供することが基本的な責務とされている。

本町の上水道は昭和32年から共用を開始し、施設の拡張および老朽管の計画的更新に努め、現在給水人口4,735人で年間配水量987ト、有収水量765トで有収率77.5%となっている。

今後、都市計画区域内では住宅の新築などにより水需要は増えてくることが予想されるため、これらの状況を踏まえて、日常はもちろんのこと、渇水、地震、台風などの自然災害、停電時などいかなる条件のもとでも給水が可能である順応力の高い施設づくりが重要となる。

② 簡易水道

町民の生活環境を向上させるためには、生活飲料水の確保が最も重要な課題である。本町の簡易水道普及率は99%であり水道施設は、ほぼ整備されている。

しかし、一方で、昭和30年代から整備してきた簡易水道施設は老朽化が進んでおり、本管の破裂などにより日常生活に支障を来す施設が出ていることから、既存施設の改良が急務となっている。

ウ. 下水処理施設

本町の下水道は、自然環境と生活環境の保全を目的として現在、流域下水道事業と農業集落排水事業などにより、生活排水の対策が行われている。

また、処理区域から外れる世帯は、合併処理浄化槽整備を行う必要がある。

エ. 廃棄物処理施設

ごみ処理は、生活向上に比例して生ずる現代の大きな問題であり、常に「待ったなし」の対応をせまられている。

ごみ処理については、大量消費、使い捨て時代を反映して、過疎である当地域においても

収集量は増加する一方であり、ごみの分別収集に取り組んでいる。

大人自ら先頭に立ち、幼少期からの地球温暖化など環境意識の啓発やリサイクルの意識を徹底させることが課題である。

オ. 消防防災施設

本町は、広域にわたり集落が点在しており、立地条件が悪く消防水利の確保が困難となっている。また、山間部地域での若年団員の確保が問題となっていることから、消防防災力が低下しないよう配慮しながら、消防団組織の在り方について引き続き検討し、全町的に機動力を高め、町民の生命財産を守ることが重要である。

(2) その対策

ア. 住宅

I J Uターン者および若者の定住と、住宅の安定供給を図るため、就業の場と合わせて賃貸住宅の整備を促進する。また、住民の理解を深め、空き家の有効利用を検討するとともに危険家屋の解体撤去助成など、住民の安心安全な生活を守り、景観保全と住環境保全を図りながら、近隣市町とも連携して地域内定住希望者への対応を図る。

イ. 水道施設

① 上水道

年次的に老朽管の改良を実施し、常時給水というライフラインの構築に向けて、管路網の整備を図ると同時に、保護水源の確保など常時安定供給の確立と管理の合理化を図る。

② 簡易水道

施設の計画的な改良を図り、安定供給、安全な飲料水の供給を図る。

ウ. 下水処理施設

流域下水道施設を安定的かつ経済的に維持管理するとともに、過疎化の進む山間部集落では、わずかな戸数が点在する現状で流域下水道を整備することは経済的にも効率が悪いことから、農業集落排水施設の効率的な改修などを実施するほか、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽整備を推進し、衛生環境の充実を図る。また、供用開始から数十年経過することから施設の長寿命化を図る。

エ. 廃棄物処理施設

不燃ごみについては、資源ごみへのリサイクル・細分別を啓発しながら収集業務を行い、コスト削減を図る。

また、町内小中学校で環境教育を推進することもエコクラブに対し活動を支援し、幼少期からの地球温暖化などの環境意識の啓発を促し、ごみの減量化を進めるほか、リサイクルの意識を徹底させる取り組みを展開する。

オ. 消防防災施設

消防施設のうち、小型動力ポンプ、自動車ポンプについて耐用年数の経過しているものについては、順次更新を図るとともに、水利の不足している地域を重点に防火水槽、消火栓などの整備を進める。また、消防団の充実強化に努め、少子高齢化時代への対応として消防団OB、特に女性消防隊との協力体制を整えながら地域住民が一体となって、自主消防を含めた予防消防活動に努める。

住民の生活および財産を守るため、予測不可能な災害時の連絡手段として使用する防災行政無線の整備を進めるほか、AEDを各集落へ整備するとともに、消防団や地域住民を対象とした救命講習を開催し、適切な応急処置を理解することで救命率の向上を図る。

(3) 計画

本計画において、生活環境その他の振興計画を次のとおり定める。

事業計画（平成 28 年度から平成 32 年度）

| 自立促進施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|-----------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 3 生活環境の整備 | (1) 水道施設 簡易水道 | 簡易水道等の改良 | 町 |
| | (2) 下水道施設 公共下水道 | 流域下水道負担金 | 県 |
| | | 下水道長寿命化事業費 | 町 |
| | (2) 下水道施設 農村集落排水施設 | 農業集落排水処理施設機能強化事業費 | 町 |
| | (3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 | 最終処分場増設事業負担金 | 広域連合 |
| | (5) 消防施設 | 防火水槽、消火栓等水利整備 | 町 |
| | | 消防車両整備 消防積載車・小型動力ポンプ・消防ポンプ車整備事業 | 町 |
| | | 消防車両整備負担金 | 広域連合 |
| | | 消防通信指令センター総合整備負担金 | 広域連合 |
| | (7) 過疎地域自立促進特別事業 | 下水道長寿命化計画策定費 内 容：下水道施設の年次的な更新を行い住民生活の安定を図るため下水道長寿命化計画を策定する。 必要性：共用開始から30年を経過し、ポンプ場をはじめ施設の老朽化が心配されるため計画を策定する必要がある。 効 果：既存施設の有効活用や長寿命化によるコスト低減と更新や維持管理に要する経費の平準化を図る。 | 町 |
| | | A E D 設置事業 内 容：心停止などの事故発生時に、救急隊到着までに消防団員や地域住民などにより迅速かつ適切な応急処置を行う。 必要性：狭あいな山間地域である本町では、緊急通報後に救急隊が到着するまでに適切な応急処置を施す必要がある。 効 果：救急搬送時の救命率の向上を図るとともに、消防団員や地域住民に救命救急講習などを実施し、自主防災意識の高揚を図る。 | 町 |
| | | 三朝町空き家等撤去費助成事業 内 容：町条例に基づき、危険家屋の所有者などに助言・指導を行い、解体に応じた場合は解体撤去費を助成する。 必要性：危険家屋が長期間放置されることにより、倒壊、火災、犯罪の危険性が高まり近隣住民の安心安全な住環境を脅かす恐れがある。 効 果：解体撤去費を助成することにより、適正管理されていない危険家屋の解消が図られ、近隣住民の安心安全な住環境を保つ。 | 町 |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「生活環境の整備」区分における公共施設などの整備や維持・管理については、各施設の現況および利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

5. 高齢者等の保健・福祉の向上および増進

(1) 現況と問題点

ア. 高齢者福祉

介護保険制度が施行された平成12年度、約900万人だった75歳以上の高齢者（後期高齢者）は現在、約1,400万人となり、さらにいわゆる団塊の世代が後期高齢者に到達する平成37年度には2,000万人を突破し、都市部を中心に後期高齢者が急増するとともに、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症である高齢者が増加することも見込まれている。

本町においては、平成26年度には高齢化率が35%を超え、町民の3人に1人が65歳以上の高齢者になっており、平成37年度には、65歳以上が約2,300人となる推計が出ている（国立社会保障・人口問題研究所推計より）。高齢化率は40%を超えることとなり、高齢者支援の充実は今後ますます重要な課題となっている。

こうした中、多くの高齢者はできるだけ住み慣れた家庭や地域で健康で生き生きと暮らすことを願っており、このような希望に応えるためには、介護予防やリハビリテーションを重視し、要介護状態にならないように予防活動や健康づくりを推進することが大切である。

イ. 児童福祉

本町の子どもを取り巻く環境は、両親、祖父母、兄弟姉妹で構成される家族や、集落を区域とした人たちが協力し合って子育てを行なってきた。しかし、現在では核家族化や若年層化の進行や、近所付き合いが希薄化したことにより、子育てする親への社会的責任や経済的負担が大きくなっている。

また、共働きの家庭が増え、孤独な子どもが増えており、子どもたちが放課後など安全・安心に過ごせる活動拠点の充実を図ることが求められている。

子育て世代が安心して妊娠、出産、育児ができ、子どもたちが元気に伸び伸びと暮らすことができるよう、町や地域が一丸となって子育て環境を整え、町民の笑顔があふれる、元気いっぱいの町となるよう積極的な取り組みが必要である。

ウ. 障がい者福祉

近年、障がい者施策は大きく変化し、障がい者の自立および社会、経済、文化などのあらゆる分野への参加を促進することを目的として実施されていることから、地域福祉の実現を目指し、年齢や障がい種別などにかかわらず、サービスを受けながら安心して暮らせる地域づくりを推進していくことが大切である。

エ. 母子等保健

子どもが笑顔で、心身とも健やかに育つことは、まちづくりの基本である。

このため、母子健康手帳を取得して親としての認識が始まる妊娠期から、出生を経て健全な思春期をむかえるまで、子どもたちの健康づくりを進める「母子等保健の推進」「小児医療制度の充実」「不妊治療の充実」を図ること、また、母子などの心身の状況や養育環境などの把握

および助言を行い子育て支援に関する情報提供などを行うなどの支援、家庭で安心して子育てができる支援、安心して就労できる支援などが必要である。

(2) その対策

ア. 高齢者福祉対策

本町において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援するため、各関係機関が連携し、高齢者の立場に立った「介護、医療、生活支援、介護予防」の充実を図っていく必要がある。

そのため、三朝町地域包括支援センターを拠点として、高齢者の身体状況、日常生活動作への対応に止まらず、信頼関係の形成、ニーズ把握、自立意欲を維持できるような相談、情報の提供という内容を包括した生活支援と介護予防プログラムを組み合わせた事業を推進する。介護保険サービスでは、介護の必要の程度に応じた介護サービスを提供する。

さらに、介護・支援を必要とする高齢者や独り暮らし高齢者などが、できる限り住み慣れた地域で安心して自立した暮らしが過ごせるよう、自宅から医療機関へ送迎する「外出支援サービス事業」や高齢者の栄養管理と安否確認を兼ねた「食の自立支援事業」など町内の福祉資源を活用した町独自の老人福祉サービスの充実を図るほか、高齢者を地域全体で支えるネットワーク機能の充実を図る。

イ. 児童福祉対策

子育ての現況は、家庭の核家族化・若年層化の進行により、子育て力が低下している。「地域の子は地域で育てる」という認識を地域が共有し、公的な支援サービスの充実を図る。中でも、「ファミリー・サポート・センター事業」「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」「地域子育て支援センター事業」など各種事業を組み合わせた支援サービスを展開する。

また、子ども・子育て支援事業の柱である、保育サービスについては、単に親の保育ニーズに迎合するのではなく、子育ての専門性を発揮し、保育所と保護者がともに育てるという視点に立ち、保護者への働きかけ、子どもたちの育成に努めることが求められている。保育所や認定こども園については、それぞれ独自の特色ある保育を実践し、「選ばれる保育所」となるようスキルアップを図り、地域と一体になった保育を推進する。

一方、老朽化が進行している保育所について改築や統合など将来を見据えた検討を行う。また、多子世帯や同居世帯などの支援や、町外から移住する子育て世代の受け入れ体制などソフト面、ハード面ともに充実した施策を展開する。併せて小学校統合後の放課後児童対策として、教育委員会が主導して、児童福祉部局と連携を図り、児童の安全・安心、かつ、多様な学びと体験の場となる活動拠点を確保し、総合的な放課後児童対策を図る。

ウ. 障がい者福祉対策

新たな障がい者ニーズに対応するとともに、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、さまざまな障がいを正しく理解し、障がいのある人も障がいのない人も共に社会で生活し、お互いが助け合う地域社会の実現のため、三朝町障がい者福祉計画を柱に実情に即した施策

を推進する。

エ. 母子等の健康確保および増進

母子などの心身の状況や養育環境などの把握および助言を行い、子育て支援に関する情報提供などを行うことにより、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、子どもたちの健全な育成環境の確保を図るための施策を展開する。子どもたちの健康づくりを進める「母子等保健対策の推進」「小児医療制度の充実」を図るほか、「不妊治療の充実」を目指す。

また、母子などの心身の状況や養育環境などの把握および助言を行う支援と情報提供、家庭で安心して子育てができる支援、安心して就労できる体制づくり、子育て期間の経済的負担の軽減など、子育てしやすい制度などの仕組みづくりを構築する。

(3) 計画

本計画において、高齢者・児童・障がい者福祉などの振興計画を次のとおり定める。
事業計画（平成 28 年度から平成 32 年度）

| 自立促進施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---|
| 4 高齢者等の保健・福祉の向上および増進 | (3) 児童福祉施設 保育所 | 町立保育園整備事業（賀茂保育園・竹田保育園 長寿命化） | 町 | |
| | (4) 認定こども園 | みささこども園整備事業（長寿命化） | 町 | |
| | (8) 過疎地域自立促進特別事業 | 外出支援サービス事業 内 容：介護・支援を必要とする者に対し、自宅から医療機関へ送迎するサービスを社会福祉法人などに委託する。 必要性：今後、増加が予想される介護、独居の高齢者。その高齢者からの要請が多いサービスとして病院送迎を行う必要がある。 効 果：住み慣れた地域で安心して暮らすことできる町へとつながり、里部集落への人口の流出を防ぐ。 | | 町 |
| | | 高齢者交通費助成事業 内 容：高齢などの理由により公共バスの利用が困難な者に対して交通費を助成する。 必要性：年々増加する要支援、独居の高齢者が、自らの力で通院、買い物などができるようにする必要はある。 効 果：住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、高齢者の自立、充実した生活につながる。 | | 町 |
| | | 三代同居世帯子育て支援事業 内 容：三世帯同居世帯の家庭保育を支援することにより、子育てを通して家族の絆の再生と定住化の促進を図る。 必要性：過疎化や少子高齢化により世代間の交流が減少しており、三世帯同居による家庭保育を奨励していく必要がある。 効 果：三世帯の相互見守りによる安心感、家族の絆の強化により少子化抑止と定住化につながる。 | | 町 |
| | | 保育料無償化モデル事業 内 容：少子化対策として保育料を第2子以降を全て無償化する。 必要性：少子化による人口減少が続く中、子育てがしやすい体制づくりの構築が必要である。 効 果：子育てにかかる経済的負担を軽減することで、少子化の抑制につながり、人口の増加が期待できる。 | | 町 |
| 医療費助成事業 内 容：過疎地域に居住している町民の医療費の一部を助成する。 必要性：治療に係る費用が増加する中において、各世帯の経済的負担を軽減し、地域に住み続けられる環境を整える必要がある。 効 果：継続した医療費助成により安心な生活環境を整備するとともに疾患の早期発見や早期治療による福祉の向上を図る。 | | 町 | | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「高齢者等の保健・福祉の向上および増進」区分における公共施設などの整備や維持・管理については、各施設の現況および利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

6. 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の主な医療機関としては、中部医師会立三朝温泉病院があり、内科系、整形外科、リハビリテーション治療が行われるほか、一般病棟 83 床、療養型病床 95 床で医療サービスが提供されている。その他に内科系開業医 2 院、歯科医院 2 院あり、家庭医としての役割を担っている。

本町は、約 233.52k m²にも及ぶ広大な面積を有し、64 の集落が谷間に点在する立地条件のため、特に高齢者の多い奥部集落では、医療機関との距離があることから、通院のための交通手段、救急体制といったソフト面での対策と地域医療推進のため、関係医療機関と町、地域が一体となった体制を確立する必要がある。

(2) その対策

地域医療の推進のため、医療機関と連携した予防医療と病気の早期発見に努めることが必要であり、健康診断受診率の向上、フォローアップ体制の充実に努めるほか、町保健師と医師との連携や健康づくり包括連携協定などによる新たなデータ分析の活用など、適切な指導体制を確立する。さらに、地域住民の総合的な健康の保持増進のため、医療機関と連携した健康づくり事業を展開していく。

医療体制については、県および中部圏域保健医療計画を基本におきつつ、医師会などとの連携を図り、充実させていく。

奥部地域の医療対策については、生活交通の確保や交通空白地域の解消など、地域と協働して、高齢者が安心して暮らせる方策を講じる。

7. 教育の振興

(1) 現況と問題点

学校教育においては、学力向上と部活動の活発化をねらいとした文部（ブンブ）向上計画を基本計画として、本町の豊かな自然環境と長年受け継がれてきた産業を体験し、ふるさとへの愛着を育む学習を、学校と地域が連携し取り組むことで、地域の将来を担う人間性豊かな子どもたちの育成を図ってきた。また、国際社会への理解を深めるため特色ある教育施策によって、国際理解および語学修得などの教育に積極的に取り組んでいる。

ア. 小学校

本町の小学校は現在 3 校あり、児童数が減少傾向にあるが、その中で、教育環境の整備を図るため、30 人学級体制や複式学級解消のための人員を配置してきた。

また、校舎などの施設は、施設の適正な整備改善に努めるほか、ICT 教育のための整備、学校耐震化を全校において行ってきた。

歴史的な動きとして、本町は、町立東小学校、西小学校、南小学校の町内 3 つの小学校を統合し、平成 30 年 4 月に新たな小学校として開校する方針を示し、小学校統合を円滑に進めていくために、PTA、学校、地域の代表などで構成した三朝町立小学校統合準備委員会を平成 27 年 4 月に設立し、現在、小学校統合の準備を進めている。

関連して、統合後の放課後児童対策として、子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後児童対策を図る必要があるほか、小学校として利用しなくなった校舎の有効活用が求められている。

イ. 中学校

中学校は、昭和 36 年に 5 校あったものを現在の 1 校としている。校舎は平成 19 年に耐震工事と大規模改修を実施している。全町を通学区域とするため、公共交通機関などや冬季の安全対策には万全を期し、安心して勉強ができる施設環境の整備を進めている。

トライワーク（職場体験学習）や、地域のボランティア活動、交流を広げる活動に取り組み、自ら学び、自ら考える力や社会の変化に主体的に対応できる能力を育て、心豊かにたくましく生きる生徒を育てる教育を目標とする。

ウ. 社会教育

三朝町教育ビジョンの具体化に向け、「やさしく たくましい 三朝の子どもを育てる」との基本理念のもと、家庭、学校、行政、地域がそれぞれの役割を果たしながら、社会教育の推進に取り組んでいる。

社会教育施設の整備では、地域協議会の拠点となす地区公民館は、住民活動の場として、重要な役割を果たしてきた。過疎、少子高齢化に対応した地域を形成するためには、活動の拠点「地域の城」が重要な役割を担うことになり、未整備の 2 地域における拠点施設の整備が急がれるとともに、既存施設については青年、女性、子どもなど各層のニーズやユニバーサ

ルデザインへの対策を考慮した施設整備の検討を行う必要がある。

図書館は、開館から25年が経過し図書貸し出し数は、県内においてトップクラスを維持し、高齢化の進む奥部集落へは、移動図書館車による巡回型のサービスを展開している。町外からの利用も多く県や市町村とのネットワーク化によって広域的図書貸し出しシステムを導入するなど住民サービスの向上が図られている。

エ. 社会体育

陸上競技場、野球場、テニスコート、体育館、武道館が整備され、中学校との併用により活用されているほか、総合スポーツセンターや地域の体育館も地域スポーツ、都市との交流施設として多様な活用が図られている。野球場をはじめとする屋外運動施設や武道館などの屋内体育施設は、建設から年数が経過しており、大規模な整備を行う必要がある。

(2) その対策

平成27年度に策定した三朝町教育大綱は、平成17年度に策定した三朝町教育ビジョンを継承し「やさしく たくましい 三朝の子どもを育て 生涯にわたって学ぶことができる町をつくるために」を基本理念として、本町の教育、学術および文化の振興を図る。

また、三朝町教育大綱を推進するとともに、人と郷土を愛する子ども、自主・自律の心をもつ子ども、夢と希望を持つ子どもを、本町の目指す子どもの姿として、家庭、地域、学校、行政がそれぞれの役割を果たすことで、元気な「みささっ子」を育てる。

ア. 小学校

町立東小学校、西小学校、南小学校の町内3つの小学校を統合し、平成30年4月に新たな小学校として開校するため三朝町立小学校統合準備委員会において準備を進めている。

三朝町立小学校統合準備委員会には、専門部会（「総務・通学部会」、「学校教育部会」、「PTA組織部会」）を設置し、各専門部会において具体的な課題について協議を行い、検討した事項を統合準備委員会に報告・提案し、承認を受ける形をとるなど、子どもたちにとって、最も良い教育環境と教育効果をどのように確保していくかという視点を基礎としてソフト面、ハード面共に万全な体制により学校統合を行う。併せて小学校統合後の放課後児童対策として、教育委員会が主導して、児童福祉部局と連携を図り、児童の安全・安心、かつ、多様な学びと体験の場となる活動拠点を確保し、総合的な放課後児童対策を図る。

イ. 中学校

耐震と大規模改修による一体整備を完了し、時代に対応したデジタル教科書の導入など学習環境についてはICT環境の整備がなされてきたが、一方で体育施設については、武道館、プールや運動部活動のための運動場などは、町の施設を使用している。これらも老朽化が著しいことから、年次的な整備事業を行う。

都市部との交流や国際交流によって、次世代に活躍する人材を育成する。今後、グローバル化が急速に進む中で、過疎地域であっても都市に劣らない国際人を育成する環境づくりに

取り組む。

ウ. 社会教育

地域協議会の活動、地域文化の伝承や青少年、女性、子どもなど各層の活動の拠点となる地域の拠点施設を整備、改築し充実した運営を目指す。

図書館については、開館から 25 年が経過することから施設の長寿命化を実施する。また、運営コストが安定し、利便性の高い新システムに移行することで、I T C を活用した学校図書館との連携を推進する。

3つの小学校が統合した後の利用しなくなった校舎の有効活用について、さまざまな角度から検討し再整備を行う。

エ. 社会体育

コミュニティの場として利用の多い社会体育施設の整備や長寿命化に対応した修繕・改修を計画的に進め、誰もが安心して利用できる社会体育施設を維持・整備する。

(3) 計画

本計画において、教育の振興計画を次のとおり定める。

事業計画（平成 28 年度から平成 32 年度）

| 自立促進施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|----------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 6 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 | 小学校校舎整備事業 | 町 |
| | | 小学校屋内運動場整備事業 | 町 |
| | | 小学校水泳プール整備事業 | 町 |
| | | その他施設（放課後児童活動拠点施設） | 町 |
| | (3) 集会施設、体育施設等 | 賀茂地域拠点活動施設整備 | 町 |
| | | みささ村地域拠点活動施設整備 | 町 |
| | | 地域活動拠点再整備（東小・南小跡地） | 町 |
| | | 社会体育施設整備（長寿命化） （武道館・野球場・トレセン・テニスコート・町民プール・陸上競技場） | 町 |
| | | 多目的スポーツ広場整備 | 町 |
| | | テニスコート・野球場トイレ整備 | 町 |
| | | 図書館整備事業（長寿命化） | 町 |
| | | 多目的展示施設整備（長寿命化） | 町 |
| | | 三朝町総合スポーツセンター施設整備（長寿命化） | 町 |
| | | 多目的研修会施設整備（高勢・小鹿耐震化） | 町 |
| | (4) 過疎地域自立促進特別事業 | 国際感覚豊かな地域人材育成事業 内 容：姉妹都市提携を結ぶフランスラマルー・レ・バン町を始め、台湾石岡区との派遣交流事業を行う。 必要性：グローバル化が急速に進む中であって、過疎地域であっても都市部に劣らない国際感覚を身に付ける必要がある。 効 果：国際交流を通じて、世界的視野を持つ次世代で活躍する人材を育成することができ、国際的な観光温泉地として活躍の場が期待できる。 | 町 |
| | | 複式学級解消事業 内 容：小規模校に教員を配置して教育の充実に努める。 必要性：教育の機会均などの趣旨に基づく政策を展開する必要があることから実施する。 効 果：複式学級が解消され、児童生徒が安心して教育を受ける環境を整えることにより、教育の機会均などが図られ、過疎地域の教育の向上および定住化を図ることができる。 | 町 |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「教育の振興」区分における公共施設などの整備や維持・管理については、各施設の現況および利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

8. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

平成7年に建設された三朝町総合文化ホールは、生涯学習、地域の文化芸術振興の拠点である。住民が音楽や芸能を享受し創作する機会を提供するとともに、郷土芸能の保存、短歌、俳句、民謡などの活動や、児童生徒の発表の場として、活用されている。

一方で、利用者の高齢化なども相まって、若年層の地域文化活動への参画が弱まっており、人材育成と文化の伝承のための施策を講じる必要がある。

また、町内には国の重要無形民俗文化財に指定されたジンショをはじめとする伝統文化があり、保存、伝承の取り組みが必要である。三徳山は、三朝温泉とともに全国で初めて日本遺産に認定され、さらに世界遺産登録に向けて活動を展開中であり、調査研究、保存管理活用、情報発信をさらに進めていく必要がある。

(2) その対策

日本遺産に認定された三徳山一帯について、世界遺産登録を目指して、その顕著な普遍的価値の証明のための調査、研究を進めて行くとともに、小鹿溪を含めた史跡・名勝地などの保存、活用などハード面、ソフト面の両施策の推進を図る。

また、引き続き積極的な情報発信や地域の文化振興に取り組むとともに、文化活動の指導者、郷土芸能などの伝承を推進し、地域文化の振興のための支援を継続する。

三朝町総合文化ホールの運営については、地域に根ざした拠点づくりを検討に加え、地域の法人などによる指定管理の手段も検討するとともに、平成7年の開館から20年が経過し老朽化が進んでいることから施設の長寿命化と機能向上を図るため改修工事を行う。

(3) 計画

本計画において、地域文化の振興計画を次のとおり定める。

事業計画（平成28年度から平成32年度）

| 自立促進施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 7 地域文化の振興等 | (1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 | 三朝町総合文化ホール施設整備（長寿命化） | 町 |
| | (2) 過疎地域自立促進 特別事業 | 世界遺産登録運動支援 内 容：世界遺産登録を目指す三徳山。その登録運動に向けた活動に対し支援を行う。 必要性：貴重な文化遺産である国宝投入堂などを保存し、後世に伝えるため、その手段の1つとして世界遺産登録を目指す。 効 果：三徳山が世界的に普遍的価値のある遺産として証明され、誇れる地域の文化遺産として、保全と活用運動の輪がさらに広がる。 | 町 |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「地域文化の振興等」区分における公共施設などの整備や維持・管理については、各施設の現況および利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

9. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落は64集落があり5つの谷間に沿って集落が点在している。特に山間部にある集落は、高齢化が著しく、人口が一桁で集落の維持もままならない集落もあり、主要産業であった農業も自給のための規模程度となるなど、多くの田畑、山林が荒廃してきている。

交通ネットワークも、交通空白集落が多数あり、今後、更に増加することが懸念され、高齢者の医療環境や生活維持が大きな課題となっている。

(2) その対策

集落整備に当たっては、道路など生活基盤の整備、集会施設の整備、防犯対策など安心、安全のための支援を行うほか、地域を範囲とした集落の相互支援体制を検討していく。

(3) 計画

本計画において、集落の整備計画を次のとおり定める。

事業計画（平成28年度から平成32年度）

| 自立促進施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|----------|--------------|---------|------|
| 8 集落の整備 | (3) その他 | 集落活性化補助 | 町 |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「集落の整備」区分における公共施設などの整備や維持・管理については、各施設の現況および利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町は、交流立町の確立を目指し、交通通信や河川などのインフラ整備を重点的に進めるとともに、地域協議会を主体とした住民活動、文化、生涯学習活動を推進し、地域力の向上に取り組んできた。

その一方で、地域の活力を向上させるためには、子どもから若者層を中心とした人材育成は、町の将来を占う重要な課題である。また、世界に誇るラドン温泉と農林業を資源とした産業の連携は、長年目指してきたものであり、続いてたゆまぬ研究と努力が求められる。多様な消費者ニーズと新たな産業振興のため、熟年従事者の活用や担い手の育成を図る施策を講じる必要がある。

さらに、グローバル化の時代に適応できる国際感覚豊かな人材を育成し、インフラ整備と同様に価値観をもって、都市に劣らない過疎地域での輝く人づくりの確立が求められている。

(2) その対策

都市に劣らない魅力ある過疎地域の自立を図るため、交流による地域の魅力を再発見し創造することで、観光、農林業の産業や、教育、人づくりのための施策と体制づくり、さらに、町や観光商工、農林業団体、大学などの産学官が連携し、地域の自立に向けて、世界にひかり輝くまちづくりを推進する。

(3) 計画

本計画において、地域の自立促進に関し必要な振興計画を次のとおり定める。

事業計画（平成 28 年度から平成 32 年度）

| 自立促進施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|----------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 9 その他地域の自立促進に関し必要な事項 | 過疎地域自立促進特別事業 | <p>地域・集落協働活性化事業</p> <p>内 容：広域的な地域運営組織が抱える様々な問題の解決や地域振興を目的とした活動に対し支援を行う。</p> <p>必要性：高齢化が進む中山間地域において、集落単体の自治活動が困難な状況にある。広域的な地域連携により地域、集落の抱える問題解決と地域活性化を図る必要がある。</p> <p>効 果：地域が抱えるさまざまな問題解決、地域振興事業を行うことにより活力ある地域をつくることできる。</p> | 町 |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「その他地域の自立促進に関し必要な事項」区分における公共施設などの整備や維持・管理については、各施設の現況および利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

事業計画（平成 28 年度から平成 32 年度） 過疎地域自立促進特別事業分

| 自立促進施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|----------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1 産業の振興 | (9) 過疎地域自立促進特別事業 | <p>三朝温泉観光客誘致事業</p> <p>内 容：従来から行っている各種事業を充実させ、特に外国人観光客をターゲットに強化施策を実施する。</p> <p>必要性：観光客の伸び悩みや観光消費額の減少など極めて厳しい状況にあることから、地域の活性化および受け入れ体制の強化を行う必要がある。</p> <p>効 果：三朝温泉ブランドにふさわしい温泉街の再生および地域と連携した新たな観光のまちの創出が期待できる。</p> | 町 |
| | | <p>日本遺産魅力発信推進事業</p> <p>内 容：日本遺産認定に伴い国内外から訪れる観光客を受け入れる体制を整備する。</p> <p>必要性：日本遺産認定に伴い増加する観光客に対する情報発信、イベント、案内ガイドなどの受け入れ体制の強化を行う必要がある。</p> <p>効 果：三徳山および三朝温泉を訪れる観光客のおもてなしを形にし、更なる観光のまちの創出が期待できる。</p> | 町 |
| | | <p>三朝温泉商品開発事業</p> <p>内 容：観光地としての魅力向上のため、三朝温泉最大の売りであるラドン温泉と地元特産品および自然環境を活かした体験型の観光商品や食べ歩きのできる食品開発など新たな観光商品開発、造成に向けて事業を展開する。</p> <p>必要性：団体旅行から個人旅行へ、歓楽から健康志向へ、など観光客のニーズの多様化に伴い、三朝温泉も観光地として各客層、多種多様なニーズに対応した商品の造成を行うことが必要不可欠となっている。</p> <p>宿泊地としてだけでなく、「六感（観、聴、香、味、触、心）」を体感し、癒すことのできる温泉地として観光の強化を行う必要がある。</p> <p>効 果：三朝温泉で多種多様な観光商品を提供することが可能となり、単に宿泊地としてだけでなく、楽しめる観光地として観光客の増加と地域活性化が見込まれる。</p> | 町 |
| | | <p>三朝町次世代農業担い手育成事業</p> <p>内 容：本町の次代の農業生産を維持・活性化させるため、意欲ある新規参入者を育成するための農業塾を開設する。</p> <p>必要性：農作物の栽培技術を継承し、農産物の生産・販売活動を通じて衰退する地域の活性化につなげる。</p> <p>効 果：若年層や実年層における新規就農者の確保と荒廃農地対策を図ることができる。</p> | 町 |

| 自立促進施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|----------------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 2 交通通信体系の整備、情報化および地域間交流の促進 | (11) 過疎地域自立促進特別事業 | 遠距離通学費補助事業 内 容：遠距離通学児童や生徒の保護者に対し、通学費を補助し、保護者の負担を軽減する。 必要性：通学の負担が生じる家庭が多数あることから保護者の負担軽減を図る必要がある。 効 果：保護者の負担軽減を図り、児童・生徒が安心して通学する環境を整るとともに、路線バスの利用促進を図る。 | 町 |
| | | 若者等定住助成事業 内 容：将来の集落を担う移住者を確保するため町外から町内への移住者に対して奨励金を支給する。 必要性：過疎集落の維持や機能低下に歯止めをかけ、将来に向けてその解消を図るため起爆剤的政策を図る必要がある。 効 果：集落を担う新たな人材を確保するとともに、過疎地域の定住化と活性化を図ることができる。 | 町 |
| | | 道路施設点検事業 内 容：道路利用者の安全を確保するため、道路施設点検事業（道路ストック総点検など）を実施する。 必要性：本町の町道は、供用開始から約35年が経過し、道路の舗装をはじめ、道路橋、道路付属物などの老朽化が心配されるため計画的に維持・修繕を行う必要がある。 効 果：計画的に点検、修繕などを行うことで安全性の向上やコストの削減を図る。 | 町 |
| 3 生活環境の整備 | (7) 過疎地域自立促進特別事業 | 下水道長寿命化計画策定費 内 容：下水道施設の年次的な更新を行い住民生活の安定を図るため下水道長寿命化計画を策定する。 必要性：共用開始から30年を経過し、ポンプ場をはじめ施設の老朽化が心配されるため計画を策定する必要がある。 効 果：既存施設の有効活用や長寿命化によるコスト低減と更新や維持管理に要する経費の平準化を図る。 | 町 |
| | | AED設置事業 内 容：心停止などの事故発生時に、救急隊到着までに消防団員や地域住民などにより迅速かつ適切な応急処置を行う。 必要性：狭あいな山間地域である本町では、緊急通報後に救急隊が到着するまでに適切な応急処置を施す必要がある。 効 果：救急搬送時の救命率の向上を図るとともに、消防団員や地域住民に救命救急講習などを実施し、自主防災意識の高揚を図る。 | 町 |
| | | 三朝町空き家等撤去費助成事業 内 容：町条例に基づき、危険家屋の所有者などに助言・指導を行い、解体に応じた場合は解体撤去費を助成する。 必要性：危険家屋が長期間放置されることにより、倒壊、火災、犯罪の危険性が高まり近隣住民の安心安全な住環境を脅かす恐れがある。 効 果：解体撤去費を助成することにより、適正管理されていない危険家屋の解消が図られ、近隣住民の安心安全な住環境を保つ。 | 町 |

| 自立促進施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|----------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 4 高齢者等の保健・福祉の向上および増進 | (8) 過疎地域自立促進特別事業 | <p>外出支援サービス事業</p> <p>内 容：介護・支援を必要とする者に対し、自宅から医療機関へ送迎するサービスを社会福祉法人などに委託する。</p> <p>必要性：今後、増加が予想される介護、独居の高齢者。その高齢者からの要請が多いサービスとして病院送迎を行う必要がある。</p> <p>効 果：住み慣れた地域で安心して暮らすことできる町へとつながり、里部集落への人口の流出を防ぐ。</p> | 町 |
| | | <p>高齢者交通費助成事業</p> <p>内 容：高齢などの理由により公共バスの利用が困難な者に対して交通費を助成する。</p> <p>必要性：年々増加する要支援、独居の高齢者が、自らの力で通院、買い物などができるようにする必要がある。</p> <p>効 果：住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、高齢者の自立、充実した生活につながる。</p> | 町 |
| | | <p>三代同居世帯子育て支援事業</p> <p>内 容：三世帯同居世帯の家庭保育を支援することにより、子育てを通して家族の絆の再生と定住化の促進を図る。</p> <p>必要性：過疎化や少子高齢化により世代間の交流が減少しており、三世帯同居による家庭保育を奨励していく必要がある。</p> <p>効 果：三世帯の相互見守りによる安心感、家族の絆の強化により少子化抑止と定住化につながる。</p> | 町 |
| | | <p>保育料無償化モデル事業</p> <p>内 容：少子化対策として保育料を第2子以降を全て無償化する。</p> <p>必要性：少子化による人口減少が続く中、子育てがしやすい体制づくりの構築が必要である。</p> <p>効 果：子育てにかかる経済的負担を軽減することで、少子化の抑制につながり、人口の増加が期待できる。</p> | 町 |
| | | <p>医療費助成事業</p> <p>内 容：過疎地域に居住している町民の医療費の一部を助成する。</p> <p>必要性：治療に係る費用が増加する中であって、各世帯の経済的負担を軽減し、地域に住み続けられる環境を整える必要がある。</p> <p>効 果：継続した医療費助成により安心な生活環境を整備するとともに疾患の早期発見や早期治療による福祉の向上を図る。</p> | 町 |

| 自立促進施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|----------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 6 教育の振興 | (4) 過疎地域自立促進特別事業 | <p>国際感覚豊かな地域人材育成事業</p> <p>内 容：姉妹都市提携を結ぶフランスラマルー・レ・パン町を始め、台湾石岡区との派遣交流事業を行う。</p> <p>必要性：グローバル化が急速に進む中において、過疎地域であっても都市部に劣らない国際感覚を身に付ける必要がある。</p> <p>効 果：国際交流を通じて、世界的視野を持つ次世代で活躍する人材を育成することができ、国際的な観光温泉地として活躍の場が期待できる。</p> | 町 |
| | | <p>複式学級解消事業</p> <p>内 容：小規模校に教員を配置して教育の充実に努める。</p> <p>必要性：教育の機会均などの趣旨に基づく政策を展開する必要があることから実施する。</p> <p>効 果：複式学級が解消され、児童生徒が安心して教育を受ける環境を整えることにより、教育の機会均などが図られ、過疎地域の教育の向上および定住化を図ることができる。</p> | 町 |
| 7 地域文化の振興等 | (2) 過疎地域自立促進特別事業 | <p>世界遺産登録運動支援</p> <p>内 容：世界遺産登録を目指す三徳山。その登録運動に向けた活動に対し支援を行う。</p> <p>必要性：貴重な文化遺産である国宝投入堂などを保存し、後世に伝えるため、その手段の1つとして世界遺産登録を目指す。</p> <p>効 果：三徳山が世界的に普遍的価値のある遺産として証明され、誇れる地域の文化遺産として、保全と活用運動の輪がさらに広がる。</p> | 町 |
| 9 その他地域の自立促進に関し必要な事項 | 過疎地域自立促進特別事業 | <p>地域・集落協働活性化事業</p> <p>内 容：広域的な地域運営組織が抱える様々な問題の解決や地域振興を目的とした活動に対し支援を行う。</p> <p>必要性：高齢化が進む中山間地域において、集落単体の自治活動が困難な状況にある。広域的な地域連携により地域、集落の抱える問題解決と地域活性化を図る必要がある。</p> <p>効 果：地域が抱えるさまざまな問題解決、地域振興事業を行うことにより活力ある地域をつくることできる。</p> | 町 |